

平成21年10月22日

各 位

会 社 名 ステラ・グループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 古川 善健
(コード番号8206 大証2部)
問合せ先 総務人事部長 津田 由行
Tel (03) 5425-2511

訴訟（反訴）の提起に関するお知らせ

当社は、当社の元連結子会社であるグローバル・ファンデックス株式会社（以下、「GF社」という。）元代表取締役坂田陽一郎氏（以下、「坂田氏」という。）に対して、平成21年3月27日付で損害賠償請求を東京地方裁判所に提起しておりますが、今般、坂田氏より当社の損害賠償請求に対する反訴が東京地方裁判所に提起（平成21年10月20日付）され、本日当社に反訴状が送達されましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当該訴訟の提起があった裁判所および提起された年月日

- (1) 当該訴訟の提起があった裁判所 東京地方裁判所
- (2) 提起された年月日 平成21年10月20日

2. 当該訴訟を起こした者（反訴原告）

- (1) 氏名 坂田 陽一郎
- (2) 住所 東京都新宿区

3. 当該訴訟の内容

(1) 当該訴訟（反訴）の原因および提起に至った経緯

GF社は、関東近県を中心にした分譲マンション販売会社で、当社は同社の創業者であった坂田氏より、平成19年3月に株式一部譲受、同年4月株式交換により完全子会社化いたしました。しかし、当社買収以降、GF社は同業他社との競合激化、金融情勢悪化等により業況悪化し、当社も連結子会社を通じてGF社へ7億円の貸付による支援を行いましたが、抜本的な改善にはならず、当社は当時GF社の代表取締役社長（当時）であった坂田氏とも関係悪化、対立するに至り、結果的に当社は平成20年2月GF社を第三者へ売却いたしました。

その後当社は、GF社に対して当社連結子会社より7億円を貸付（当社連帯保証）した件に関し、当社が担保取得したGF社保有不動産物件に対し、坂田氏は当社が担保設定登記を完了していないことを奇貨として、当社に無断で同担保物件の第三者への担保差し入れおよび売却を行ったことにつき、当社は坂田氏に対して約2億11百万円の損害賠償請求を求める訴訟を平成21年3月27日付で東京地方裁判所に提起いたしました。

今回坂田氏より当社に対して提起された訴訟は、その反訴であります。

(2) 当該訴訟（反訴）の内容

平成19年3月および4月に、当社が坂田氏と行ったG F社株式の売買および株式交換により当社のG F株式取得は、結果的に大阪証券取引所の株券上場廃止基準第2条第1項第9号aに定める「不適当な合併等」に該当するとして猶予期間入りになったことにつき、事前に調査する義務とともにその可能性を坂田氏に対して説明することを怠ったこと、および当社が坂田氏に代わり、新たにG F社の代表取締役を派遣することを怠ったことを理由として、当社に対し債務不履行に基づく損害賠償請求を求めているものであります。

(3) 損害賠償請求金額

5億円

4. 今後の見通し

当社は、本件訴訟（反訴）の請求要因により支払請求を受ける理由はないものと考えており、裁判では当社の正当性を主張して争っていく方針であります。

なお、本件訴訟（反訴）が当社業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上